

静岡県告示第353号

静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条の規定に基づき、コワーキングスペース設置事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年5月7日

静岡県知事 川勝平太

コワーキングスペース設置事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、情報通信技術を有する入居者を中核とした入居者の間における協業を促進し、もって地域の産業の高度化及び地域経済の活性化に寄与するため、コワーキングスペース設置事業を行う事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「入居者」とは、コワーキングスペースの利用に関する契約を事業者と締結した者をいう。
- (2) この要綱において「コワーキングスペース設置事業」とは、新たに県内にコワーキングスペースを設置し、当該コワーキングスペースの入居者の事業を支援する体制を整備する事業をいう。
- (3) この要綱において「事業者」とは、現にコワーキングスペースを国内及び国外に設置している者であって、当該コワーキングスペースの入居者の事業を支援する体制を整備しているものをいう。
- (4) この要綱において「コワーキングスペース」とは、ICT活用サービス業を行う入居者を含む複数の入居者がその事業を行う場所であって、当該入居者が相互に交流を図ることができるものをいう。
- (5) この要綱において「ICT活用サービス業」とは、次のいずれかの産業に係る事業をいう。

ア 産業に関する分類（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号391のソフトウェア業

イ 産業に関する分類に定める日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号392の情報処理・提供サービス業

ウ 産業に関する分類に定める日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号401のインターネット附随サービス業

エ アからウまでに掲げるもののほか、ICTを活用した地域経済の活性化に資するものと知事が特に認める産業

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（事業量の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の10パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業により効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (5) 補助事業により効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第4号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

ウ 変更収支予算書（様式第3号）

エ その他知事が必要と認める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第5号）

イ 事業実績書（様式第2号）

ウ 収支決算書（様式第3号）

エ その他知事が必要と認める書類

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して40日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を

受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して40日を経過した日)又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第6号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(①により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(①又は②により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象		補助率（額）
区分	経費	
改修費	新たに県内にコワーキングスペースを設置するために必要となる建物の改修に要する費用で知事が別に定める費用	左に掲げる経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、500万円を限度とする。

様式第 1 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

コワーキングスペース設置事業費補助金交付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 ㊦

年度においてコワーキングスペース設置事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額

金額 円

(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)

円 - 円 = 円

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更計画書、事業実績書）

1 申請者

2 事業の内容

3 事業開始日 年 月 日

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

コワーキングスペース設置事業計画変更承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 ⑩

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたコワーキングスペース設置事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実績報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたコワーキングスペース設置事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けたコワーキングスペース設置事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 ㊟

口座振替先金融機関名

口座種別 No.

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 ㊦

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたコワーキングスペース設置事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） | 金 | 円 |